

後期高齢者の方が亡くなったとき

後期高齢者被保険者の方が亡くなったときには手続きが必要です。

葬儀を行ったときは葬祭執行人(喪主又は施主)の方に葬祭費として3万円が支給されます。

また、保険料等も還付される場合がありますので、あわせて手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）
- 葬祭執行人の方の印鑑と振込希望口座
- 相続人の方の印鑑と振込希望口座（葬祭執行人と異なる場合）

葬祭執行人・相続人と口座名義人が異なる場合には委任状が必要になります。

この他に、介護保険等の手続きも必要です。